別紙様式第三（第四十一条関係）

（表）

9センチメートル

第　　号
官職
氏名

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第31条第２項及び独立行政法人通則法第64条第２項の規定による検査員証

年　月　日　発　行
年　月　日　限り有効

総務大臣　　印

5.5センチメートル

（裏）

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法抜粋

［第31条　略］
［第38条　略］
［第38条の２　略］

独立行政法人通則法抜粋

［第64条　略］
［第70条　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別紙様式第三（第四十一条関係）

（表）

9センチメートル

第　　号
官職
氏名

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第31条第２項及び独立行政法人通則法第64条第２項の規定による検査員証

年　月　日　発　行
年　月　日　限り有効

総務大臣　　印

5.5センチメートル

（裏）

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法抜粋

［第31条　同左］
［第38条　同左］
［第38条の２　同左］

独立行政法人通則法抜粋

［第64条　同左］
［第70条　同左］

（総務省組織規則の一部改正）

第二条　総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（検査監理室及び企画官）	（検査監理室及び企画官）
第五十三条　企画課に、検査監理室及び企画官一人を置く。	**第五十三条**　［同上］
２　検査監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。	２　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査に関すること。	四　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査に関すること。
五　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること。	五　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に関すること。